

熊本県公報

号外 第 6 3 号
平成 26 年 12 月 25 日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(人事課) 6
○熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(〃) 7
○熊本県情報公開条例の一部を改正する条例	(県政情報文書課) 38
○熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例	(〃) 38
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課) 38
○熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例	(健康危機管理課) 39
○児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(障がい者支援課) 41
○熊本県地域医療介護総合確保基金条例	(医療政策課) 42
○熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例	(環境保全課) 42
○熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例	(男女参画・協働推進課) 46
○風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例	(都市計画課) 46
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(教育政策課) 46

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。
 - (1) 火薬類取締法に基づく譲渡又は譲受及び消費等の許可等に関する事務(別表第 1 3 号関係)
移譲先：熊本市(熊本市北区植木町の区域に係る事務に限る。)、津奈木町
 - (2) 農地法に基づく事務のうち、農地の転用許可等に関する事務(別表第 1 7 号関係)
移譲先：八代市、天草市
- 2 風致地区内における建築等の規制に関する条例の廃止に伴い、関係規定を整理することとした。(別表第 6 2 号関係)
- 3 児童福祉法及び児童福祉法施行規則の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(別表第 4 号、第 5 3 号関係)
- 4 火薬類取締法に基づく消費等の許可等に関する事務について、苓北町が処理することとした。(別表第 1 2 号関係)
- 5 熊本県地下水保全条例に基づく知事に対する申請、届出、提出及び報告の受付に関する事務について、次に掲げる市町村が処理することとした。(別表第 6 5 号関係)
移譲先：熊本市、八代市、荒尾市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、玉東町、長洲町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、氷川町
- 6 その他規定の整理を行うこととした。
- 7 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、次に掲げる規定は、それぞれに定める日から施行することとした。
 - (1) 6 公布の日
 - (2) 3、4 及び 5 平成 27 年 1 月 1 日
 - (3) 1(2) 平成 27 年 7 月 1 日
- 8 所要の経過措置を定めることとした。(附則第 2 項一第 4 項関係)

◇熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正【第 1 条】
 - (1) 医師及び歯科医師並びに獣医師に対する初任給調整手当の限度額の引上げ改定を行うこととした。(第 7 条の 3 関係)

- (2) 単身赴任手当（基礎額）の引上げ改定を行うこととした。（第10条の2関係）
- (3) 平成26年12月に支給される勤勉手当の支給月数を0.15月分（再任用職員にあっては、0.05月分）引き上げる改定を行うこととした。（第15条の6関係）
- (4) 給料表の引上げ改定を行うこととした。（別表第1－別表第4関係）
- 2 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正【第2条】
 - (1) 単身赴任手当（加算額）の限度額の引上げ改定を行うこととした。（第10条の2関係）
 - (2) 管理職員特別勤務手当について、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給することとした。（第15条の3関係）
 - (3) 平成27年4月以降の勤勉手当について、6月期の支給月数を0.075月分（再任用職員にあっては、0.025月分）引き上げ、12月期の支給月数を0.075月分（再任用職員にあっては、0.025月分）引き下げる改定を行うこととした。（第15条の6関係）
 - (4) 再任用職員に対して単身赴任手当を支給することとした。（第15条の8の2関係）
 - (5) その他規定の整理を行うこととした。
- 3 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第3条】
 - (1) 単身赴任手当（基礎額）の引上げ改定を行うこととした。（第11条の2関係）
 - (2) 平成26年12月に支給される勤勉手当の支給月数を0.15月分（再任用職員にあっては、0.05月分）引き上げる改定を行うこととした。（第17条関係）
 - (3) 給料表の引上げ改定を行うこととした。（別表関係）
- 4 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第4条】
 - (1) 単身赴任手当（加算額）の限度額の引上げ改定を行うこととした。（第11条の2関係）
 - (2) 管理職員特別勤務手当について、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給することとした。（第15条の2関係）
 - (3) 平成27年4月以降の勤勉手当について、6月期の支給月数を0.075月分（再任用職員にあっては、0.025月分）引き上げ、12月期の支給月数を0.075月分（再任用職員にあっては、0.025月分）引き下げる改定を行うこととした。（第17条関係）
 - (4) 再任用職員に対して単身赴任手当を支給することとした。（第18条関係）
 - (5) その他規定の整理を行うこととした。
- 5 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第5条】
 - 給料表の引上げ改定を行うこととした。（別表関係）
- 6 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正【第6条】
 - (1) 給料表の引上げ改定を行うこととした。（第7条関係）
 - (2) 平成26年12月に支給される期末手当の支給月数を0.15月分引き上げる改定を行うこととした。（第8条、第9条関係）
- 7 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正【第7条】
 - (1) 管理職員特別勤務手当について、管理監督職員及び特定任期付職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給することとした。（第8条、第9条、第11条関係）
 - (2) 平成27年4月以降の期末手当について、6月期の支給月数を0.075月分引き上げ、12月期の支給月数を0.075月分引き下げる改定を行うこととした。（第8条、第9条関係）
- 8 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正【第8条】
 - (1) 給料表の引上げ改定を行うこととした。（第5条関係）
 - (2) 平成26年12月に支給される期末手当の支給月数を0.15月分引き上げる改定を行うこととした。（第6条関係）
- 9 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正【第9条】
 - (1) 管理職員特別勤務手当について、管理監督職員及び第1号任期付研究員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給することとした。（第6条関係）
 - (2) 平成27年4月以降の期末手当について、6月期の支給月数を0.075月分引き上げ、12月期の支給月数を0.075月分引き下げる改定を行うこととした。（第6条関係）
 - (3) その他規定の整理を行うこととした。
- 10 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正【第10条】
 - 平成26年12月に支給される期末手当の支給月数を0.15月分引き上げる改定を行うこととした。（第4条関係）
- 11 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例【第11

- 条】平成27年4月以降の期末手当について、6月期の支給月数を0.075月分引き上げ、12月期の支給月数を0.075月分引き下げる改定を行うこととした。(第4条関係)
- 12 熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正【第12条】
平成26年12月に支給される期末手当の支給月数を0.15月分引き上げる改定を行うこととした。(第4条関係)
- 13 熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正【第13条】
平成27年4月以降の期末手当について、6月期の支給月数を0.075月分引き上げ、12月期の支給月数を0.075月分引き下げる改定を行うこととした。(第4条関係)
- 14 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正【第14条】
平成26年12月に支給される期末手当の支給月数を0.15月分引き上げる改定を行うこととした。(第5条関係)
- 15 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正【第15条】
平成27年4月以降の期末手当について、6月期の支給月数を0.075月分引き上げ、12月期の支給月数を0.075月分引き下げる改定を行うこととした。(第5条関係)
- 16 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正【第16条】
(1) 管理職員特別勤務手当について、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給することとした。(第12条の2関係)
(2) 再任用職員に対して単身赴任手当を支給することとした。(第19条の2関係)
(3) その他規定の整理を行うこととした。
- 17 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正【第17条】
(1) 管理職員特別勤務手当について、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給することとした。(第17条関係)
(2) 再任用職員に対して単身赴任手当を支給することとした。(第28条関係)
(3) その他規定の整理を行うこととした。(第5条、第28条関係)
- 18 熊本県技能労務職職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正【第18条】
再任用職員に対して単身赴任手当を支給することとした。(第16条関係)
- 19 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2、4、7、9、11、13及び15から18までは、平成27年4月1日から施行することとした。
- 20 1(1)、(2)及び(4)、3(1)及び(3)、5、6(1)並びに8(1)は平成26年4月1日から、1(3)、3(2)、6(2)、8(2)、10、12及び14は平成26年12月1日から適用することとした。(附則第2項、第3項関係)
- 21 所要の経過措置等を定めることとした。(附則第4項-第7項関係)

◇熊本県情報公開条例の一部を改正する条例

- 1 独立行政法人通則法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第7条関係)
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 1 独立行政法人通則法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第16条関係)
- 2 個人情報保護制度審議会の所掌事務に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条第1項の規定に基づく特定個人情報保護委員会規則の規定により評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べることを加えることとした。(第35条関係)
- 3 個人情報保護制度審議会の委員定数を6人以内とすることとした。(第35条関係)
- 4 その他規定の整理を行うこととした。
- 5 この条例は、公布の日から施行する。ただし、1は、平成27年4月1日から施行することとした。
- 6 この条例の施行の日以後最初に任命される個人情報保護制度審議会の委員(補欠の委員を除く。)の任期は、改正後の第35条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に当該審議会の委員である者の委員としての残任期間の末日までとすることとした。

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 地方税法第37条の2第1項第4号に規定する条例で定める寄附金は、別に条例で定める控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金とすることとした。(第

- 3 0 条関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例

- 1 ノロウイルス等による食中毒の予防対策を強化するため、施設が吐物等により汚染した場合に殺菌剤を用いて消毒すること、適切な衛生管理が行われた原材料等を仕入れること、吐物等による汚染の可能性がある食品を廃棄すること及び作業前等に使い捨てる手袋を交換することとした。(別表第1関係)
- 2 食品等に関する取扱いについて、次に掲げる基準を新たに規定し、これまでの基準と選択制とすることとした。(別表第1関係)
 - (1) 食品衛生管理者等で構成される班を編成すること。
 - (2) 製品説明書及び製造工程一覧図を作成すること。
 - (3) 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害を一覧表にし、食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。
 - (4) 特定した食品衛生上の危害の原因となる物質について管理措置を定めること。
 - (5) 危害の発生を防止するため、重点的に確認を行う重要管理点を定めること。
 - (6) 重要管理点ごとに危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減又は排除を行うための管理基準を設定すること。
 - (7) 管理基準の遵守状況の確認を行う方法を設定し、実施すること。
 - (8) 管理措置が適切に実施されていない場合に実施する改善措置を、重要管理点ごとに設定し、実施すること。
 - (9) 危害の発生が防止されているか検証を行うこと。
 - (10) 衛生管理に係る記録について適切に取り扱うこと。
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 次の5条例について、児童福祉法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。
 - (1) 熊本県こども総合療育センター条例(第5条関係)
 - (2) 熊本県看護師等修学資金貸与条例(第7条関係)
 - (3) 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(第51条関係)
 - (4) 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(第2条関係)
 - (5) 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(第5条関係)
- 2 この条例は、平成27年1月1日から施行することとした。

◇熊本県地域医療介護総合確保基金条例

- 1 熊本県地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という。)の運営に関し必要な事項を定めることとした。
 - (1) 基金の設置について定めることとした。(第1条関係)
 - (2) 基金として積み立てる額について定めることとした。(第2条関係)
 - (3) 基金に属する現金の管理について定めることとした。(第3条関係)
 - (4) 基金の運用から生ずる収益の処理について定めることとした。(第4条関係)
 - (5) 基金の運用について定めることとした。(第5条関係)
 - (6) 基金の処分について定めることとした。(第6条関係)
 - (7) その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第7条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例

- 1 用語のうち対象事業の定義を改めることとした。(第2条関係)
- 2 技術指針に、計画段階配慮事項に関する事項を加えることとした。(第4条関係)
- 3 事業者の方法書の作成等の前に必要な手続として計画段階配慮事項についての検討を行った結果等に関する事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)の作成等をしなければならないこととした。(第4条の2-第4条の7関係)
- 4 事業者が方法書を作成するに当たっては配慮書の内容を踏まえるとともに、それに対する意見が述べられたときはその意見を勘案して事業が実施されるべき区域等を決定し、計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果、当該意見等の事項を方法書に記載しなければならないこととした。(第5条関係)
- 5 事業者が方法書を送付する際、これを要約した書類を併せて添付しなければならない

- らないこととした。(第6条関係)
- 6 事業者が方法書を作成したときは、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。(第7条関係)
- 7 事業者は、方法書の記載事項についての説明会を開催しなければならないこととした。(第7条の2関係)
- 8 事業者が準備書を作成したときは、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。(第15条関係)
- 9 事業者が評価書を作成したときは、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。(第23条関係)
- 10 知事は、事後調査報告書の送付を受けたときは、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。(第34条関係)
- 11 配慮書の作成に係る手続の創設に伴い、都市計画に定められる対象事業に関する特例規定について所要の改正を行うこととした。(第37条関係)
- 12 環境影響評価法(以下「法」という。)に規定する環境影響評価その他の手続を行う者に対するこの条例の規定の適用除外等の取扱いを定めることとした。(第41条、第42条関係)
- 13 知事の立入調査先に事業実施想定区域を加えることとした。(第44条関係)
- 14 知事が事業者に勧告及び公表を行う場合として、配慮書の虚偽記載をした場合を加えることとした。(第45条関係)
- 15 隣接県との協議を行う場合に、対象事業が事業実施想定区域において実施されると想定した場合における当該対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域が含まれている場合を加えることとした。(第47条関係)
- 16 放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に関して、この条例の適用除外の対象から除くこととした。(第50条関係)
- 17 その他規定の整理を行うこととした。
- 18 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。ただし、第50条の改正規定及び附則第7条(改正後の熊本県環境影響評価条例第37条第2項の規定に係る部分を除く。)の規定は、平成27年6月1日から施行することとした。
- 19 所要の経過措置を定めることとした。(附則第2条-附則第7条関係)

◇熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例

- 1 特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・熊本を熊本県税条例第30条第2項の条例で定める控除対象特定非営利活動法人とすることとした。
- 2 この条例は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例

- 1 風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。(附則第2項関係)

◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 次の3条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。
- (1) 熊本県議会委員会条例(第20条関係)
- (2) 熊本県報酬及び費用弁償条例(別表第1及び別表第2関係)
- (3) 熊本県教育委員会委員定数条例
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- 3 この条例の施行の際現に在職する熊本県教育委員会の教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により熊本県教育委員会委員として在職する間は、第1条の規定による改正後の熊本県議会委員会条例第20条の規定、第2条の規定による改正後の熊本県報酬及び費用弁償条例別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の熊本県教育委員会組織条例の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の熊本県議会委員会条例第20条の規定、第2条の規定による改正前の熊本県報酬及び費用弁償条例別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正前の熊本県教育委員会委員定数条例の規定は、なおその効力を有することとした。

条 例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第68号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第3号事務の欄中「昭和22年法律第67号。」を削り、同表第20号事務の欄中「第31条の2第2項第15号ハ及び第16号ニ」を「第31条の2第2項第14号ハ及び第15号ニ」に改め、同表第66号事務の欄(1)中「(昭和32年法律第106号)」を削る。

第2条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中第53号を削り、第52号を第53号とし、第31号から第51号までを1号ずつ繰り下げ、同表第30号事務の欄中「第4号」を「第5号」に改め、同号を同表第31号とし、同表中第29号を第30号とし、第18号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同表第17号事務の欄中「第4号」を「第5号」に改め、同号を同表第18号とし、同表中第16号を第17号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同表第12号市町村等の欄中「ものには熊本市（熊本市区植木町の区域に係る事務を除く。）、八代市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、宇土市、上天草市、宇城市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町」の次に「、苓北町」を加え、同号を同表第13号とし、同表中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同表第4号事務の欄中「第17号及び第30号」を「第18号及び第31号」に改め、同号を同表第5号とし、同表第3号の次に次の1号を加える。

4 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第2項前段及び第23条第2項前段に規定する申込書（知事に対するものに限る。）の受付に関する事務	各町村
--	-----

別表第60号事務の欄中「第13号」を「第14号」に改め、同表第65号を次のように改める。

65 熊本県地下水保全条例（平成2年熊本県条例第52号。以下この号において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 条例第8条、第9条第1項及び第2項、第10条、第13条、第14条、第15条第3項並びに第20条第1項の規定による届出の受理に関する事務 (2) 条例第11条、第18条第1項及び第2項、第20条第2項、第21条第1項から第3項まで並びに第21条の4第2項の規定による勧告又は命令に関する事務 (3) 条例第12条第2項の規定による期間の短縮に関する事務 (4) 条例第25条の3第1項及び第27条の2第1項の規定による許可に係る知事に対する申請の受付に関する事務 (5) 条例第26条第1項、第27条第1項及び第2項、第27条の2第3項、第28条第1項並びに第28条の2第2項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務 (6) 条例第29条第1項、第32条の4第3項及び第35条第3項の規定による知事に対する報告の受付に関する事務 (7) 条例第32条の4第1項及び第35条第1項の規定による知事に対する提出の受付に関する事務 (8) 条例第34条第4項の規定による助言及び指導に関する事務 (9) 条例第36条第1項の規定による監視（地下水の水質及び公共用水域の水質の状況に係るものに限る。）に関する事務	(1)から(3)まで及び(8)から(11)までに掲げる事務については熊本市、(4)から(7)までに掲げる事務については熊本市、八代市、荒尾市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、玉東町、長洲町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、氷川町
---	--

(10) 条例第37条の規定による公表（地下水の水質及び公共用水域の水質の状況に係るものに限る。）に関する事務	
(11) 条例第38条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務	

第3条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第13号市町村等の欄中「（熊本市北区植木町の区域に係る事務を除く。）」を削り、「氷川町」の次に「、津奈木町」を加え、同表第17号市町村等の欄中「熊本市」の次に「、八代市」を、「玉名市」の次に「、天草市」を加え、同表中第62号を削り、第63号を第62号とし、第64号から第69号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則
（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条及び附則第3項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第3条中別表第17号の改正規定及び附則第4項の規定 平成27年7月1日

2 この条例の施行の際火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前にこれら法令の規定により知事に対してされた申請その他の行為（いずれも施行日以後において第3条の規定による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（附則第4項において「新条例」という。）別表第13号市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。）は、施行日以後においては、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「2号施行日」という。）前にこれら法令の規定により知事に対してされた申請その他の行為（いずれも2号施行日以後において第2条の規定による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表第13号市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。）は、2号施行日以後においては、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際農地法（昭和27年法律第229号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日（以下「3号施行日」という。）前に同法の規定により知事に対してされた申請その他の行為（いずれも3号施行日以後において新条例別表第17号市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。）は、3号施行日以後においては、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第69号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項第1号中「410,900円」を「412,200円」に改め、同項第2号中「30,000円」を「30,200円」に改める。

第10条の2第2項中「23,000円」を「30,000円」に改める。

第15条の6第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	137,999	188,244	225,251	264,264	291,543	323,034	368,565	415,300	466,950
	2	139,102	190,049	227,156	266,370	293,849	325,340	371,173	417,808	470,059
	3	140,305	191,854	229,062	268,376	296,156	327,647	373,780	420,315	473,168
	4	141,408	193,659	230,867	270,482	298,463	329,954	376,388	422,822	476,277
	5	142,512	195,264	232,572	272,487	300,569	332,260	378,594	424,728	479,285
	6	143,615	197,069	234,478	274,594	302,875	334,366	381,102	427,034	482,394
	7	144,718	198,875	236,383	276,700	305,182	336,573	383,609	429,241	485,503
	8	145,821	200,680	238,188	278,806	307,489	338,779	386,116	431,447	488,612
	9	146,924	202,385	239,893	280,912	309,695	340,986	388,724	433,553	491,421
	10	148,328	204,190	241,799	283,018	312,002	343,192	391,431	435,659	494,529
	11	149,632	205,995	243,604	285,124	314,308	345,398	394,139	437,765	497,538
	12	150,936	207,800	245,509	287,230	316,615	347,605	396,847	439,972	500,647
	13	152,240	209,405	247,214	289,336	318,821	349,610	399,354	441,777	503,355
	14	153,744	211,311	249,120	291,442	321,028	351,717	401,661	443,682	505,762
	15	155,248	213,216	250,925	293,548	323,234	353,823	403,968	445,688	508,069
	16	156,853	215,122	252,730	295,654	325,441	355,929	406,375	447,694	510,476
	17	158,157	216,927	254,435	297,660	327,547	357,834	408,280	449,600	512,782
	18	159,661	218,832	256,441	299,766	329,653	359,840	410,286	451,405	514,287
	19	161,166	220,738	258,447	301,872	331,759	361,846	412,191	453,210	515,791
	20	162,670	222,643	260,453	303,978	333,765	363,751	414,097	455,015	517,195
	21	164,074	224,348	262,358	306,085	335,871	365,857	416,002	456,820	518,399
	22	166,782	226,254	264,264	308,191	337,977	367,763	417,808	458,325	519,903
	23	169,389	228,159	266,169	310,297	340,083	369,769	419,713	459,829	521,407
	24	171,997	230,065	267,974	312,403	342,189	371,775	421,719	461,334	522,912
	25	174,705	231,669	269,980	314,308	343,794	373,780	423,524	462,738	524,115
	26	176,410	233,475	271,886	316,414	345,799	375,786	425,029	464,041	525,218
	27	178,115	235,180	273,791	318,521	347,805	377,792	426,633	465,345	526,422
	28	179,819	236,985	275,697	320,627	349,811	379,798	428,238	466,549	527,625
	29	181,324	238,389	277,502	322,632	351,616	381,402	429,842	467,551	528,728
	30	183,129	239,893	279,407	324,739	353,522	383,208	431,146	468,254	529,631
	31	184,934	241,398	281,313	326,845	355,427	385,013	432,450	469,056	530,534
	32	186,639	242,902	283,218	328,951	357,333	386,718	433,754	469,758	531,436
	33	188,244	244,306	284,923	330,555	359,238	388,523	434,957	470,460	532,239
	34	189,748	245,810	286,829	332,561	361,044	389,927	436,261	471,262	533,141
	35	191,253	247,315	288,734	334,667	362,849	391,532	437,565	471,964	534,044
	36	192,757	248,919	290,640	336,773	364,554	393,136	438,768	472,767	534,746
	37	194,061	250,223	292,345	338,679	366,058	394,641	439,972	473,569	535,648
	38	195,364	251,828	294,150	340,685	367,362	395,844	440,774	474,271	536,551
	39	196,668	253,432	295,955	342,690	368,766	397,048	441,576	475,073	537,454
	40	197,972	255,037	297,761	344,696	370,170	398,251	442,379	475,876	538,356
	41	199,276	256,441	299,566	346,602	371,674	399,354	442,980	476,678	539,259
	42	200,580	257,845	301,271	348,507	372,577	400,558	443,682	477,380	
	43	201,883	259,249	302,976	350,413	373,680	401,761	444,384	478,182	
	44	203,187	260,653	304,681	352,318	374,783	402,965	445,087	478,784	

	45	204,391	261,857	306,385	353,823	375,586	403,667	445,889	479,586
	46	205,694	263,261	308,090	355,327	376,488	404,369	446,691	
	47	206,998	264,665	309,795	356,831	377,391	405,071	447,393	
	48	208,302	266,069	311,500	358,336	378,293	405,773	448,196	
	49	209,405	267,373	312,704	360,041	379,296	406,375	448,797	
	50	210,508	268,576	314,308	360,843	380,099	407,077	449,499	
	51	211,611	269,880	315,913	362,046	380,901	407,779	450,302	
	52	212,715	271,184	317,518	363,049	381,703	408,481	451,104	
	53	213,918	272,287	319,223	363,952	382,405	409,183	451,706	
	54	214,921	273,490	320,827	365,055	383,107	409,885	452,508	
	55	215,924	274,794	322,432	366,058	383,809	410,587	453,310	
	56	216,927	276,098	324,036	367,161	384,511	411,189	453,912	
	57	217,729	277,201	325,541	368,064	385,013	411,790	454,514	
	58	218,732	278,304	326,744	368,766	385,615	412,392	455,316	
	59	219,635	279,407	327,948	369,468	386,317	412,994	456,118	
	60	220,638	280,511	329,151	370,170	387,019	413,595	456,921	
	61	221,440	281,714	329,954	370,671	387,420	414,097	457,522	
	62	222,443	282,717	330,856	371,273	388,122	414,799		
	63	223,446	283,720	331,659	371,975	388,724	415,401		
	64	224,449	284,723	332,461	372,677	389,325	416,002		
再任用職員以外の職員	65	225,151	285,525	333,363	372,978	389,827	416,303		
	66	226,153	286,428	333,765	373,680	390,428	416,905		
	67	227,156	287,330	334,567	374,382	391,030	417,607		
	68	228,260	288,233	335,369	375,084	391,632	418,109		
	69	229,062	289,236	336,172	375,485	392,033	418,610		
	70	229,864	290,038	336,874	376,087	392,635	419,312		
	71	230,667	290,841	337,576	376,789	393,337	420,014		
	72	231,469	291,643	338,278	377,391	393,939	420,716		
	73	232,271	292,445	338,779	377,792	394,239	421,218		
	74	232,973	292,947	339,381	378,394	394,942	421,920		
	75	233,675	293,448	339,983	379,096	395,644	422,622		
	76	234,377	293,949	340,584	379,697	396,145	423,324		
	77	235,079	294,050	340,885	380,099	396,546	423,825		
	78	235,882	294,451	341,387	380,600	397,248			
	79	236,684	294,652	341,788	381,202	397,950			
	80	237,486	295,053	342,289	381,703	398,652			
	81	238,188	295,253	342,690	382,205	399,154			
	82	238,890	295,454	343,192	382,806	399,856			
	83	239,592	295,855	343,693	383,408	400,558			
	84	240,294	296,156	344,195	383,809	401,260			
	85	240,996	296,457	344,596	384,411	401,761			
	86	241,698	296,758	344,997	385,013				
	87	242,400	297,058	345,499	385,615				
	88	243,102	297,460	345,900	386,216				
	89	243,804	297,761	346,201	386,918				
	90	244,306	298,162	346,602	387,520				
	91	244,807	298,563	347,103	388,122				
	92	245,309	298,964	347,504	388,724				
	93	245,610	299,064	347,705	389,426				
	94		299,365	348,106					
	95		299,766	348,608					

96		300,167	349,009						
97		300,368	349,109						
98		300,669	349,610						
99		301,070	350,112						
100		301,471	350,413						
101		301,672	350,714						
102		301,973	351,115						
103		302,374	351,516						
104		302,675	351,917						
105		302,875	352,419						
106		303,176	352,820						
107		303,577	353,221						
108		303,878	353,622						
109		304,079	354,123						
110		304,480	354,525						
111		304,881	354,926						
112		305,182	355,227						
113		305,282	355,728						
114		305,583							
115		305,884							
116		306,285							
117		306,486							
118		306,686							
119		306,987							
120		307,288							
121		307,689							
122		307,890							
123		308,191							
124		308,492							
125		308,893							
再任用職員	186,338	214,018	258,347	278,605	294,050	320,025	362,648	396,546	448,797

備考 この表は、他の条例に別段の定めのあるものを除くほか、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第15条の9及び附則第2項に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2（第4条関係）

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	160,764	176,410	203,087	243,002	294,250	322,231	351,717	387,821	430,344
	2	162,469	178,215	205,093	244,807	296,557	324,538	354,023	390,027	432,249
	3	164,275	180,020	207,098	246,613	298,864	326,845	356,330	392,234	434,155
	4	165,979	181,825	209,104	248,418	301,170	329,151	358,637	394,340	436,060
	5	167,484	183,731	211,110	250,323	303,176	331,558	360,743	396,245	437,464
	6	169,389	186,037	213,116	252,229	305,483	333,765	362,949	398,251	439,169
	7	171,195	188,344	215,122	254,134	307,790	336,071	365,155	400,257	440,774
	8	173,100	190,651	217,027	255,940	310,096	338,378	367,362	402,062	442,379
	9	174,805	192,857	219,133	257,544	312,202	340,384	369,368	403,968	443,983
	10	176,510	195,465	220,938	259,450	314,509	342,690	371,574	405,973	445,688
	11	178,215	197,972	222,744	261,255	316,816	344,997	373,780	408,080	447,393
	12	179,920	200,479	224,549	263,060	319,122	347,304	375,987	410,186	449,098
	13	181,825	202,886	226,454	264,765	321,228	349,410	378,193	411,991	450,302
	14	183,931	204,691	228,360	266,370	323,535	351,616	380,399	414,097	451,906
	15	186,037	206,497	230,265	267,974	325,842	353,823	382,606	416,203	453,711
	16	188,144	208,302	232,171	269,479	328,148	356,029	384,812	418,309	455,517
	17	190,350	210,207	233,775	270,783	330,154	358,235	386,617	420,114	457,121
	18	192,757	212,113	235,581	272,688	332,461	360,341	388,623	421,819	458,927
	19	195,164	214,018	237,386	274,493	334,667	362,448	390,729	423,524	460,732
	20	197,571	215,824	239,191	276,298	336,974	364,554	392,735	425,229	462,537
	21	200,078	217,529	240,996	277,803	339,080	366,760	394,641	426,934	464,142
	22	201,883	219,334	242,501	279,708	341,186	368,766	396,747	428,539	465,947
	23	203,688	221,139	244,005	281,614	343,292	370,872	398,853	430,043	467,652
	24	205,494	222,944	245,409	283,519	345,398	372,978	400,959	431,648	469,457
	25	207,399	224,649	246,813	285,124	347,404	374,884	402,664	432,951	470,961
	26	209,204	226,354	248,418	287,330	349,510	376,990	404,770	434,355	472,365
	27	211,010	228,059	250,022	289,537	351,616	379,096	406,876	435,960	473,870
	28	212,715	229,764	251,627	291,743	353,722	381,202	408,982	437,565	475,174
	29	214,620	231,268	253,031	294,050	355,929	383,208	410,587	438,869	476,377
	30	216,425	233,073	254,435	296,056	358,035	385,314	412,392	440,573	477,079
	31	218,231	234,879	255,940	298,061	360,141	387,420	414,097	442,278	477,781
	32	220,036	236,684	257,444	300,067	362,247	389,526	415,802	443,983	478,483
	33	221,741	238,289	258,647	301,973	363,952	391,431	417,607	445,387	478,985
	34	223,446	239,893	260,152	303,878	366,058	393,537	419,111	447,092	479,787
	35	225,151	241,498	261,556	305,784	368,064	395,644	420,716	448,797	480,489
	36	226,855	243,002	263,060	307,689	370,170	397,649	422,321	450,402	481,291
	37	228,360	244,406	264,264	309,595	372,176	399,354	423,725	451,806	481,893
	38	230,165	245,911	265,768	311,500	374,282	400,859	425,229	452,508	482,595
	39	231,970	247,415	267,272	313,406	376,388	402,263	426,733	453,210	483,397
	40	233,775	248,919	268,676	315,311	378,494	403,667	428,238	453,912	484,200
	41	235,380	250,424	269,980	317,217	380,500	404,971	429,842	454,313	484,801
	42	236,884	251,828	271,685	319,122	382,606	406,074	431,146	454,915	485,604
	43	238,389	253,332	273,390	321,028	384,712	407,077	432,450	455,617	486,406
	44	239,793	254,836	274,995	322,933	386,818	408,080	433,754	456,219	487,008
	45	241,197	256,040	276,499	324,839	388,523	409,283	434,757	457,021	487,609
	46	242,501	257,544	278,204	326,744	390,228	410,486	435,559	457,723	
	47	243,804	258,948	279,909	328,650	391,933	411,690	436,361	458,325	
	48	245,108	260,453	281,614	330,555	393,638	412,893	437,164	459,027	

	49	246,211	261,656	283,419	332,160	395,142	414,197	437,665	459,729
	50	247,616	263,160	285,124	333,765	396,145	415,000	438,467	460,331
	51	249,120	264,665	286,829	335,470	397,148	415,802	439,270	461,033
	52	250,524	266,169	288,534	337,174	398,151	416,604	440,072	461,735
	53	251,727	267,373	290,038	338,879	399,455	417,106	440,573	462,437
	54	253,232	268,877	291,843	340,685	400,558	417,808	441,276	463,139
	55	254,636	270,582	293,649	342,490	401,761	418,510	441,978	463,841
	56	256,140	272,187	295,454	344,295	402,965	419,111	442,579	464,342
	57	257,344	273,591	297,058	345,599	404,268	419,813	443,181	465,044
	58	258,647	275,296	298,864	347,304	405,071	420,215	443,783	465,646
	59	259,951	277,000	300,669	349,009	405,873	420,816	444,284	466,348
	60	261,255	278,705	302,474	350,714	406,675	421,418	444,886	467,050
	61	262,559	280,310	304,079	352,419	407,177	421,920	445,488	467,752
	62	263,862	281,915	305,884	354,123	407,879	422,521	446,089	
	63	265,267	283,519	307,689	355,828	408,581	423,023	446,591	
	64	266,671	285,124	309,494	357,533	409,283	423,524	447,193	
	65	268,075	286,628	310,999	359,238	409,584	424,026	447,694	
	66	269,378	288,133	312,704	360,843	410,286	424,627	448,296	
	67	270,783	289,637	314,409	362,448	410,988	425,029	448,898	
	68	272,187	291,141	316,114	364,052	411,690	425,530	449,198	
再任用職員以外の職員	69	273,390	292,746	317,718	365,356	412,091	426,031	449,900	
	70	274,794	294,351	319,223	366,760	412,593	426,533	450,502	
	71	276,198	295,955	320,727	368,064	413,194	427,135	451,104	
	72	277,602	297,560	322,231	369,468	413,696	427,736	451,706	
	73	279,006	298,964	323,234	370,772	414,197	428,138	452,307	
	74	280,410	300,368	324,939	371,975	414,598	428,739	452,909	
	75	281,814	301,872	326,644	373,379	415,200	429,341	453,511	
	76	283,218	303,377	328,349	374,683	415,702	429,642	454,113	
	77	284,422	304,580	330,154	375,987	416,203	430,143	454,815	
	78	285,625	306,085	331,859	377,190	416,704	430,745		
	79	286,829	307,589	333,464	378,394	417,306	431,347		
	80	288,032	309,093	335,169	379,597	417,808	431,949		
	81	289,336	310,598	336,874	380,901	418,209	432,450		
	82	290,540	312,002	338,579	382,104	418,811	433,052		
	83	291,843	313,406	340,283	383,308	419,412	433,653		
	84	293,147	314,810	341,988	384,511	419,713	434,255		
	85	294,451	316,013	343,493	385,615	420,215	434,857		
	86	295,654	317,518	344,997	386,216	420,816			
	87	296,858	319,022	346,501	386,718	421,418			
	88	298,061	320,526	348,006	387,319	421,920			
	89	299,265	322,031	349,310	387,921	422,521			
	90	300,468	323,535	350,613	388,523	423,123			
	91	301,672	325,039	351,917	389,125	423,725			
	92	302,875	326,544	353,321	389,726	424,326			
	93	303,678	327,848	354,725	390,128	424,928			
	94	304,981	329,252	356,230	390,629				
	95	306,285	330,656	357,734	391,231				
	96	307,589	332,060	359,238	391,732				
	97	308,692	333,263	360,642	392,133				
	98	309,896	334,567	361,846	392,535				
	99	311,099	335,871	362,949	393,136				
	100	312,303	337,174	364,152	393,638				
	101	313,506	338,579	365,356	394,039				
	102	314,609	339,581	366,459	394,540				
	103	315,712	340,785	367,562	395,142				
	104	316,816	341,988	368,766	395,644				

105	317,618	343,092	369,969	395,944					
106	318,220	344,195	370,571	396,446					
107	318,821	345,298	371,173	396,947					
108	319,523	346,401	371,775	397,248					
109	320,025	347,605	372,376	397,549					
110	320,526	348,608	372,878	398,051					
111	321,128	349,610	373,479	398,552					
112	321,730	350,613	373,981	399,053					
113	322,532	351,516	374,382	399,354					
114	323,234	352,419	374,783	399,856					
115	323,936	353,421	375,385	400,357					
116	324,739	354,424	375,886	400,859					
117	325,340	355,528	376,288	401,260					
118	326,143	356,029	376,789	401,761					
119	326,945	356,631	377,391	402,263					
120	327,747	357,232	377,892	402,764					
121	328,349	357,634	377,993	403,165					
122	328,750	358,035	378,594	403,667					
123	329,252	358,536	379,196	404,168					
124	329,753	358,937	379,597	404,670					
125	330,054	359,339	380,099	405,071					
126		359,740	380,600						
127		360,241	381,102						
128		360,642	381,603						
129		361,044	381,904						
130		361,445	382,405						
131		361,846	382,907						
132		362,247	383,408						
133		362,448	383,709						
134		362,949	384,210						
135		363,450	384,612						
136		363,751	385,113						
137		364,052	385,414						
138		364,453	385,915						
139		364,955	386,417						
140		365,456	386,918						
141		365,757	387,219						
142		366,259							
143		366,760							
144		367,261							
145		367,562							
再任用職員	240,094	251,828	256,140	292,345	309,695	324,137	348,307	384,210	416,604

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第4条関係)

研究職給料表

職員 の区 分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	138,099	187,742	277,602	334,667	394,841
	2	139,202	190,250	280,410	336,874	397,750
	3	140,406	192,657	283,218	339,080	400,658
	4	141,509	195,064	286,027	341,286	403,466
	5	142,612	197,571	288,534	343,292	405,773
	6	143,916	199,877	291,242	345,398	408,581
	7	145,219	202,184	294,050	347,504	411,389
	8	146,523	204,391	296,858	349,610	414,097
	9	147,626	206,497	299,465	351,717	416,805
	10	149,331	208,803	302,274	353,823	419,613
	11	150,936	211,110	305,082	355,929	422,421
	12	152,541	213,417	307,890	358,035	425,229
	13	154,045	215,623	310,497	360,141	428,037
	14	155,950	218,030	313,305	362,046	430,845
	15	157,856	220,437	316,013	363,952	433,653
	16	159,862	222,844	318,821	365,958	436,462
	17	161,667	225,151	321,429	367,863	438,969
	18	163,873	227,959	323,736	369,769	441,576
	19	166,080	230,867	326,042	371,775	444,184
	20	168,186	233,775	328,349	373,780	446,791
	21	170,392	236,483	330,756	375,586	449,399
	22	172,799	239,291	332,762	377,591	452,007
	23	175,106	242,100	334,768	379,597	454,614
	24	177,413	244,908	336,874	381,503	457,222
	25	179,519	247,716	339,080	383,107	459,528
	26	181,625	250,424	340,986	384,913	461,935
	27	183,731	253,131	342,891	386,818	464,543
	28	185,837	255,839	344,797	388,724	467,050
	29	187,843	258,647	346,802	390,629	469,557
	30	189,648	261,054	348,507	392,635	472,165
	31	191,453	263,461	350,212	394,641	474,772
	32	193,158	265,868	351,917	396,646	477,380
	33	194,963	267,874	353,321	398,351	479,687
	34	196,869	270,381	354,826	400,157	482,194
	35	198,774	272,788	356,330	401,761	484,701
	36	200,680	275,195	357,834	403,566	487,208
	37	202,385	277,301	359,238	404,870	489,615
	38	204,290	279,207	360,642	406,375	492,123
	39	206,196	281,112	362,046	407,779	494,529
	40	208,101	283,018	363,450	409,183	497,037
	41	210,007	284,623	364,353	410,587	499,343
	42	211,912	285,926	365,557	411,991	501,650
	43	213,818	287,230	366,860	413,495	503,856
	44	215,723	288,534	368,064	415,100	506,163

	45	217,629	289,537	369,267	416,504	508,069
	46	219,635	290,841	370,471	417,908	509,673
	47	221,640	292,144	371,775	419,513	511,278
	48	223,546	293,448	373,078	421,117	512,782
	49	225,351	294,852	374,181	422,421	514,487
	50	227,357	296,156	375,485	423,925	515,992
	51	229,363	297,460	376,789	425,430	517,396
	52	231,369	298,663	378,093	426,934	518,900
	53	233,174	299,867	378,795	428,338	520,103
	54	235,180	301,070	379,798	429,742	521,307
	55	237,185	302,374	380,801	431,146	522,510
	56	239,091	303,678	381,804	432,550	523,714
	57	240,796	304,781	382,706	433,653	524,717
	58	242,300	305,984	383,508	434,957	525,720
	59	243,704	307,188	384,210	436,361	526,723
	60	245,209	308,391	384,913	437,665	527,725
	61	246,512	309,494	385,514	438,467	528,829
	62	247,916	310,598	386,216	439,370	529,731
	63	249,320	311,701	387,119	440,373	530,634
再任職員以外の職員	64	250,725	312,804	388,022	441,276	531,336
	65	252,028	313,907	388,724	442,178	532,239
	66	253,432	315,010	389,526	443,081	533,141
	67	254,836	316,114	390,328	443,883	534,044
	68	256,240	317,217	391,131	444,786	534,946
	69	257,544	318,320	391,732	445,387	535,949
	70	259,049	319,423	392,434	446,190	536,852
	71	260,553	320,526	393,136	447,092	537,754
	72	262,057	321,630	393,838	447,995	538,657
	73	263,461	322,432	394,540	448,697	539,660
	74	264,865	323,535	395,142		
	75	266,269	324,638	395,844		
	76	267,674	325,741	396,546		
	77	268,777	326,845	397,248		
	78	269,980	327,848	397,850		
	79	271,284	328,850	398,452		
	80	272,588	329,853	399,053		
	81	273,992	330,957	399,655		
	82	275,296	331,759	400,357		
	83	276,599	332,461	400,959		
	84	277,903	333,263	401,561		
	85	279,107	333,865	402,062		
	86	280,310	334,366	402,664		
	87	281,614	334,868	403,366		
	88	282,918	335,369	404,068		
	89	283,920	335,670	404,469		
	90	285,124	336,172			
	91	286,327	336,673			
	92	287,531	337,174			
	93	288,634	337,475			
	94	289,637	337,877			

	95	290,640	338,378			
	96	291,643	338,879			
	97	292,245	339,481			
	98	293,147	339,983			
	99	294,050	340,484			
	100	294,952	340,986			
	101	295,855	341,487			
	102	296,557	341,988			
	103	297,259	342,490			
	104	297,961	342,991			
	105	298,763	343,493			
	106	299,265	343,894			
	107	299,766	344,395			
	108	300,268	344,897			
	109	300,468	345,398			
	110	300,870	345,799			
	111	301,170	346,301			
	112	301,471	346,702			
	113	301,772	347,203			
	114	302,073	347,605			
	115	302,374	348,106			
	116	302,675	348,507			
	117	302,976	349,009			
	118	303,377	349,410			
	119	303,778	349,911			
	120	304,179	350,312			
	121	304,480	350,714			
再任用職員		216,325	261,957	287,732	331,057	390,930

備考 この表は、試験研究機関等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	240,796	326,644	393,738	469,958
	2	243,303	329,753	396,646	472,265
	3	245,810	332,862	399,555	474,572
	4	248,318	335,971	402,463	476,878
	5	250,624	338,779	405,171	479,185
	6	254,435	342,089	407,979	481,392
	7	258,246	345,398	410,787	483,598
	8	262,057	348,708	413,595	485,804
	9	265,668	351,717	416,203	487,910
	10	269,679	354,926	418,911	490,016
	11	273,691	358,135	421,619	492,123
	12	277,703	361,344	424,326	494,229
	13	281,514	364,453	426,834	496,335
	14	285,525	368,164	429,341	498,441
	15	289,537	371,775	431,748	500,547
	16	293,548	375,485	434,255	502,653
	17	297,359	379,096	436,462	504,759
	18	300,970	381,804	438,869	506,765
	19	304,580	384,612	441,276	508,771
	20	308,191	387,420	443,682	510,776
	21	311,901	390,328	445,789	512,582
	22	315,712	392,936	448,196	514,387
	23	319,423	395,543	450,602	516,292
	24	323,134	398,151	452,909	518,198
	25	326,744	400,558	455,116	519,903
	26	329,552	402,864	457,422	521,708
	27	332,361	405,171	459,729	523,513
	28	335,169	407,478	462,036	525,319
	29	337,977	409,885	464,242	527,224
	30	340,384	411,991	466,549	529,029
	31	342,791	413,997	468,855	530,834
	32	345,198	416,103	471,162	532,640
	33	347,605	418,209	473,168	534,244
	34	350,112	420,215	475,274	536,050
	35	352,519	422,220	477,380	537,754
	36	355,026	424,226	479,486	539,560
	37	357,433	426,332	481,592	541,164
	38	359,840	428,338	483,397	542,769
	39	362,247	430,344	485,203	544,173
	40	364,654	432,350	487,008	545,778

	41	366,961	434,355	488,713	547,282
	42	368,465	436,161	490,518	548,686
	43	369,969	437,966	492,323	550,090
	44	371,474	439,771	494,128	551,394
	45	372,978	441,677	495,733	552,597
	46	374,382	443,482	497,438	553,600
	47	375,886	445,287	499,243	554,603
	48	377,391	447,092	501,048	555,606
	49	378,695	448,898	502,653	556,609
	50	379,697	450,602	503,957	557,512
	51	380,700	452,408	505,261	558,414
	52	381,703	454,213	506,564	559,317
	53	382,706	456,118	507,868	560,119
	54	383,609	457,322	509,172	561,022
	55	384,511	458,525	510,476	561,924
	56	385,414	459,729	511,779	562,827
	57	386,417	460,932	512,782	563,730
	58	387,319	461,935	513,585	564,632
	59	388,122	462,938	514,387	565,535
	60	389,024	463,941	515,189	566,237
	61	389,827	464,743	516,092	567,139
	62	390,328	465,445	516,894	568,042
再任 用職 員以 外の 職員	63	390,830	466,147	517,797	568,945
	64	391,331	466,849	518,599	569,847
	65	391,632	467,551	519,502	570,750
	66		468,254	520,404	
	67		468,956	521,106	
	68		469,658	522,009	
	69		470,159	522,912	
	70		470,861	523,714	
	71		471,563	524,616	
	72		472,265	525,519	
	73		472,666	526,321	
	74		473,268	527,224	
75		473,970	528,127		
76		474,672	528,829		
77		475,073	529,631		
78		475,675	530,534		
79		476,277	531,436		
80		476,778	532,339		
81		477,380	533,141		
82		477,881	534,044		
83		478,383	534,946		
84		478,884	535,849		
85		479,285	536,651		
86		479,887	537,554		
87		480,288	538,457		
88		480,790	539,359		
89		481,291	540,161		
90		481,893			
91		482,495			

	92		482,896		
	93		483,397		
	94		483,999		
	95		484,601		
	96		485,203		
	97		485,704		
再任用職員		294,652	337,174	391,732	465,044

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,812	180,822	216,124	244,406	282,115	331,157	377,491
	2	144,217	182,427	217,729	246,011	284,322	333,263	380,199
	3	145,621	184,032	219,334	247,616	286,528	335,470	382,907
	4	147,025	185,636	220,938	249,220	288,734	337,676	385,615
	5	148,228	187,141	222,543	250,624	290,941	339,782	388,122
	6	150,033	188,745	224,248	252,229	293,147	341,988	390,830
	7	151,738	190,350	225,953	253,733	295,354	344,195	393,537
	8	153,443	191,854	227,658	255,338	297,560	346,401	396,245
	9	155,148	193,459	229,262	256,742	299,666	348,407	398,452
	10	156,853	195,164	231,068	258,246	301,872	350,613	400,758
	11	158,558	196,768	232,773	259,751	304,079	352,820	402,965
	12	160,363	198,473	234,478	261,255	306,285	355,026	405,271
	13	161,868	200,078	236,283	262,659	308,492	356,731	407,377
	14	163,773	201,683	237,887	264,565	310,598	358,737	409,383
	15	165,779	203,287	239,492	266,470	312,704	360,743	411,489
	16	167,684	204,892	241,097	268,275	314,810	362,748	413,696
	17	169,590	206,396	242,501	269,980	317,016	364,754	415,501
	18	171,495	208,101	244,105	271,886	319,122	366,860	417,507
	19	173,301	209,806	245,610	273,791	321,228	368,866	419,613
	20	175,206	211,511	247,214	275,697	323,334	370,972	421,719
	21	177,112	213,015	248,719	277,502	325,340	372,777	423,524
	22	178,616	214,620	250,223	279,407	327,346	374,884	425,129
	23	180,120	216,225	251,727	281,313	329,352	376,990	426,733
	24	181,625	217,829	253,232	283,218	331,358	379,096	428,338
	25	183,229	219,334	254,636	285,124	333,363	380,600	429,842
	26	184,734	220,938	256,341	287,029	335,369	382,405	431,146
	27	186,238	222,543	258,046	288,935	337,375	384,210	432,450
	28	187,642	224,148	259,751	290,841	339,381	386,016	433,754
	29	189,247	225,752	261,456	292,846	341,086	387,821	435,058
	30	190,551	227,457	263,261	294,752	342,891	389,325	436,261
	31	191,854	229,162	265,066	296,657	344,696	391,030	437,464
	32	193,158	230,867	266,871	298,563	346,501	392,735	438,568
	33	194,562	232,472	268,376	300,368	348,307	394,139	439,771
	34	195,966	234,076	270,181	302,173	350,212	395,443	440,975
	35	197,370	235,581	271,986	303,978	352,118	396,747	442,278
	36	198,774	237,185	273,791	305,784	354,023	398,051	443,482
	37	199,877	238,690	275,396	307,388	355,828	399,154	444,786
	38	201,181	240,294	277,101	309,093	357,533	400,357	445,588
	39	202,485	241,899	278,806	310,798	359,238	401,460	446,290
	40	203,789	243,504	280,511	312,503	360,943	402,664	447,092
	41	204,992	244,908	282,216	314,308	362,147	403,466	447,694
	42	206,196	246,412	283,920	316,013	363,350	404,268	448,396
	43	207,399	247,916	285,625	317,718	364,554	405,071	449,198
	44	208,603	249,421	287,330	319,423	365,757	405,873	450,001

再任職
員以外
の職員

45	209,806	250,825	289,035	320,627	366,961	406,274	450,602
46	210,909	252,429	290,740	322,131	367,763	406,976	451,405
47	212,013	254,034	292,445	323,635	368,966	407,678	452,207
48	213,116	255,639	294,150	325,240	370,070	408,380	452,809
49	214,219	257,243	295,554	326,744	371,173	409,082	453,411
50	215,222	258,647	297,159	328,048	372,176	409,784	454,213
51	216,225	260,051	298,763	329,352	373,179	410,486	455,015
52	217,228	261,456	300,368	330,656	374,181	411,088	455,818
53	218,030	262,659	301,772	331,759	374,984	411,690	456,419
54	219,033	264,063	303,276	332,762	375,886	412,292	
55	219,935	265,467	304,781	333,865	376,789	412,893	
56	220,938	266,871	306,285	334,968	377,692	413,495	
57	221,741	267,974	307,589	335,470	378,293	413,997	
58	222,643	269,278	308,893	336,372	379,096	414,699	
59	223,546	270,582	310,196	337,174	379,898	415,300	
60	224,449	271,886	311,601	338,077	380,700	416,002	
61	225,351	272,989	312,904	338,879	381,102	416,303	
62	226,354	274,192	314,208	339,180	381,804	416,805	
63	227,357	275,496	315,512	339,882	382,506	417,507	
64	228,460	276,800	316,816	340,584	383,208	418,209	
65	229,162	277,903	318,220	341,186	383,709	418,510	
66	230,065	279,006	319,022	341,888	384,311		
67	230,967	280,109	319,824	342,590	385,013		
68	231,870	281,213	320,627	343,292	385,615		
69	232,572	282,316	321,228	343,994	386,116		
70	233,274	283,419	321,930	344,596	386,617		
71	233,976	284,522	322,632	345,198	387,119		
72	234,678	285,625	323,234	345,799	387,620		
73	235,380	286,528	324,036	346,100	388,222		
74	236,182	287,230	324,237	346,702	388,724		
75	236,985	287,932	324,839	347,203	389,325		
76	237,787	288,734	325,441	347,805	389,927		
77	238,389	289,537	326,042	348,307	390,428		
78	238,991	290,138	326,544	348,808	390,930		
79	239,592	290,740	327,045	349,310	391,532		
80	240,194	291,342	327,547	349,811	392,133		
81	240,595	292,044	328,148	350,112	392,635		
82	240,996	292,545	328,650	350,413	393,237		
83	241,398	293,047	329,151	350,814	393,838		
84	241,799	293,448	329,653	351,115	394,440		
85	242,200	293,649	330,154	351,616	395,142		
86		293,849	330,555	351,917			
87		294,050	330,756	352,218			
88		294,250	331,157	352,519			
89		294,652	331,558	352,920			
90		294,852	331,959	353,221			
91		295,053	332,361	353,622			
92		295,253	332,762	353,923			

93		295,654	333,163	354,324			
94		295,855	333,363	354,625			
95		296,056	333,765	355,026			
96		296,356	334,065	355,327			
97		296,758	334,266	355,628			
98		297,058	334,567	356,029			
99		297,359	334,868	356,430			
100		297,660	335,169	356,831			
101		297,961	335,369	357,333			
102		298,162	335,670	357,734			
103		298,463	336,071	358,135			
104		298,763	336,272	358,536			
105		299,064	336,372	359,038			
106			336,673				
107			337,074				
108			337,275				
109			337,475				
110			337,877				
111			338,278				
112			338,679				
113			338,879				
再任用職員	187,341	214,119	246,412	260,051	286,327	327,948	371,073

備考 この表は、医療施設、保健所、家畜保健衛生所、教育機関等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	156,051	183,430	232,071	257,344	288,032	334,467
	2	157,455	185,536	233,876	258,547	290,038	336,673
	3	158,959	187,642	235,681	259,851	292,044	338,879
	4	160,363	189,748	237,486	261,155	294,050	341,086
	5	161,767	191,854	239,091	262,258	295,855	343,292
	6	163,272	194,161	240,595	263,662	297,761	345,499
	7	164,776	196,468	242,100	264,865	299,666	347,705
	8	166,280	198,774	243,504	266,269	301,572	349,911
	9	167,584	201,181	244,807	267,674	303,577	351,616
	10	169,289	202,585	246,211	268,877	305,483	353,622
	11	170,894	203,989	247,515	270,482	307,388	355,628
	12	172,498	205,393	248,919	272,086	309,294	357,634
	13	174,003	206,797	250,223	273,591	310,999	359,840
	14	176,008	208,302	251,527	275,195	312,804	361,946
	15	178,014	209,806	252,831	276,800	314,609	364,052
	16	180,020	211,110	254,134	278,405	316,414	366,158
	17	182,226	212,514	255,137	280,009	318,320	368,164
	18	184,333	214,018	256,541	281,514	320,025	370,270
	19	186,439	215,523	257,845	283,018	321,730	372,376
	20	188,545	217,027	259,149	284,522	323,435	374,482
	21	190,651	218,431	260,252	286,127	325,039	376,288
	22	192,857	220,136	261,656	287,732	326,644	378,394
	23	195,064	221,841	263,060	289,336	328,249	380,500
	24	197,270	223,546	264,464	290,841	329,853	382,606
	25	199,376	224,950	265,868	292,245	331,558	384,612
	26	200,680	226,655	267,473	294,050	333,063	386,317
	27	201,984	228,360	268,977	295,855	334,567	388,222
	28	203,287	230,065	270,582	297,660	336,172	390,128
	29	204,491	231,870	272,187	299,265	337,576	392,033
	30	205,694	233,374	273,791	300,970	339,080	393,838
	31	206,998	234,879	275,396	302,675	340,584	395,744
	32	208,202	236,283	277,000	304,380	342,089	397,649
	33	209,505	237,687	278,605	305,884	343,794	399,354
	34	210,809	239,091	280,109	307,489	345,398	401,059
	35	212,113	240,495	281,614	309,093	347,003	402,864
	36	213,417	241,899	283,018	310,698	348,608	404,670
	37	214,821	243,203	284,623	312,202	350,312	406,274
	38	216,225	244,507	286,027	313,807	351,917	408,080
	39	217,629	245,810	287,531	315,412	353,522	409,885
	40	219,033	247,114	289,035	317,016	355,126	411,690
	41	220,136	248,117	290,640	318,621	356,330	413,194
	42	221,540	249,421	292,245	320,125	357,834	414,899
	43	222,944	250,624	293,849	321,529	359,339	416,604
	44	224,348	251,928	295,454	323,034	360,843	418,209

	45	225,752	253,031	296,858	324,237	362,448	419,613
	46	227,257	254,435	298,362	325,641	363,551	421,218
	47	228,761	255,839	299,867	327,045	365,055	422,722
	48	230,165	257,243	301,371	328,550	366,359	424,226
	49	231,369	258,447	302,675	329,853	367,763	425,831
	50	232,773	259,951	304,079	331,257	369,167	427,335
	51	234,177	261,355	305,483	332,561	370,571	428,840
	52	235,581	262,759	306,887	333,965	371,975	430,344
	53	236,884	264,264	308,391	335,369	373,479	431,748
	54	238,188	265,868	309,795	336,773	374,683	433,252
	55	239,492	267,473	311,199	338,177	375,886	434,656
	56	240,796	268,977	312,603	339,581	377,090	436,060
	57	241,999	270,582	313,707	340,484	378,193	437,164
	58	243,303	272,187	315,010	341,788	379,196	438,066
	59	244,507	273,791	316,314	342,991	380,199	438,969
	60	245,810	275,396	317,718	344,295	381,202	439,671
	61	246,913	276,900	318,922	345,499	381,804	440,573
	62	248,217	278,405	320,225	346,401	382,606	441,476
	63	249,521	279,909	321,529	347,705	383,408	442,379
	64	250,825	281,413	322,833	349,009	384,210	443,281
	65	251,828	283,018	324,137	350,112	385,013	444,184
	66	253,131	284,522	325,441	351,315	385,715	444,986
	67	254,536	286,027	326,744	352,519	386,517	445,789
	68	255,940	287,531	328,048	353,622	387,219	446,591
	69	257,043	288,835	328,850	354,625	387,921	447,393
	70	258,347	290,339	329,954	355,728	388,523	
	71	259,650	291,843	331,057	356,831	389,225	
	72	260,954	293,348	331,959	357,935	389,827	
	73	262,358	294,551	333,263	358,837	390,529	
	74	263,662	295,955	333,965	359,940	391,030	
	75	264,966	297,359	335,169	361,044	391,632	
	76	266,269	298,763	336,372	362,147	392,133	
	77	267,272	300,268	337,475	362,849	392,535	
	78	268,476	301,572	338,679	363,651	393,136	
	79	269,780	302,875	339,882	364,453	393,738	
	80	271,083	304,179	341,086	365,256	394,139	
再任 用職 員以 外の 職員	81	272,187	304,981	342,189	365,857	394,641	
	82	273,290	306,185	343,292	366,359	395,242	
	83	274,393	307,388	344,395	366,961	395,844	
	84	275,496	308,692	345,499	367,462	396,446	
	85	276,399	309,795	346,401	368,064	396,947	
	86	277,402	310,999	347,404	368,565	397,549	
	87	278,505	312,202	348,307	369,167	398,151	
	88	279,608	313,406	349,310	369,668	398,753	
	89	280,611	314,710	350,413	370,070	399,154	
	90	281,614	315,913	351,215	370,571	399,655	
	91	282,617	317,116	352,017	371,173	400,257	
	92	283,620	318,320	352,820	371,674	400,859	

93	284,623	319,223	353,522	371,975	401,360
94	285,625	319,925	354,123	372,477	
95	286,628	320,627	354,826	372,978	
96	287,631	321,228	355,427	373,279	
97	288,534	321,930	355,828	373,881	
98	289,336	322,231	356,230	374,382	
99	290,138	322,933	356,731	374,884	
100	291,041	323,635	357,132	375,385	
101	291,843	324,036	357,634	375,987	
102	292,646	324,638	358,035	376,488	
103	293,448	325,240	358,536	376,990	
104	294,250	325,842	358,937	377,391	
105	294,952	326,243	359,238	377,993	
106	295,454	326,744	359,740	378,494	
107	295,955	327,246	360,241	378,995	
108	296,457	327,747	360,542	379,497	
109	296,657	328,148	361,044	380,099	
110	297,058	328,550	361,545	380,600	
111	297,259	328,850	362,046	381,102	
112	297,660	329,252	362,548	381,603	
113	297,961	329,653	363,049	382,205	
114	298,162	330,054	363,551		
115	298,563	330,455	364,052		
116	298,864	330,756	364,453		
117	299,165	330,957	364,855		
118	299,465	331,257	365,356		
119	299,766	331,659	365,857		
120	300,167	331,859	366,359		
121	300,468	332,060	366,760		
122	300,870	332,361	367,261		
123	301,271	332,661	367,763		
124	301,672	332,962	368,264		
125	301,872	333,163	368,666		
126	302,073	333,464			
127	302,474	333,865			
128	302,875	334,065			
129	303,076	334,166			
130	303,377	334,567			
131	303,778	334,968			
132	304,179	335,169			
133	304,380	335,470			
134	304,681	335,871			
135	305,082	336,272			
136	305,383	336,673			
137	305,583	336,974			
138	305,884	337,375			
139	306,285	337,776			
140	306,586	338,177			

141	306,787	338,478				
142	307,188	338,879				
143	307,589	339,281				
144	307,890	339,682				
145	307,990	339,983				
146	308,291	340,384				
147	308,592	340,785				
148	308,993	341,186				
149	309,194	341,487				
150	309,394	341,888				
151	309,695	342,289				
152	309,996	342,690				
153	310,397	342,991				
154	310,598					
155	310,798					
156	311,099					
157	311,500					
158	311,801					
159	312,102					
160	312,403					
161	312,804					
162	313,105					
163	313,406					
164	313,707					
165	314,108					
166	314,409					
167	314,710					
168	315,010					
169	315,412					
再任用職員	233,876	258,547	265,868	276,298	293,448	331,358

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

- 第2条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
- 第7条の2第1項中「職員の職」を「職員」に、「ものについて」を「職を占める職員（次項、第15条の3及び第15条の8の2第2項において「管理監督職員」という。）に」に改め、同条第2項中「同項に規定する職を占める職員」を「管理監督職員」に改める。
- 第10条の2第2項中「45,000円」を「70,000円」に改める。
- 第15条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」を「管理監督職員」に改め、「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合（次項第2号において「週休日等以外勤務の場合」という。）は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 第15条の3第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 第1項に規定する場合 同項に規定する勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）
 - (2) 週休日等以外勤務の場合 前項に規定する勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

第15条の6第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

第15条の8の2第1項中「から第9条の5まで、第10条の2」を「、第9条の5」に改め、同条第2項中「第7条の2第1項に規定する職員」を「管理監督職員」に改める。

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項中「23,000円」を「30,000円」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。
別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

教育職給料表（2）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	151,337	195,665	256,842	333,263	424,326
	2	152,841	197,370	259,650	335,570	426,132
	3	154,346	198,975	262,458	337,877	427,937
	4	155,850	200,680	265,267	340,183	429,742
	5	157,555	202,485	267,874	342,490	431,347
	6	159,461	204,190	270,582	344,797	432,951
	7	161,266	205,895	273,189	347,103	434,857
	8	163,071	207,500	275,797	349,410	436,762
	9	164,876	209,305	278,405	351,616	438,568
	10	166,982	211,210	281,112	353,823	440,373
	11	168,988	213,116	283,820	356,029	442,278
	12	170,994	215,021	286,528	358,235	444,184
	13	173,000	216,726	289,136	360,442	445,889
	14	175,206	218,732	291,743	362,448	447,794
	15	177,413	220,738	294,451	364,453	449,700
	16	179,619	222,744	297,159	366,559	451,605
	17	181,926	224,649	299,867	368,465	453,310
	18	184,533	227,357	302,574	370,471	455,116
	19	187,040	230,065	305,282	372,477	456,921
	20	189,548	232,773	307,990	374,482	458,726
	21	192,055	235,581	310,698	376,488	460,331
	22	193,760	238,489	313,406	378,494	462,136
	23	195,465	241,398	316,013	380,500	464,041
	24	197,170	244,206	318,721	382,405	465,746
	25	198,674	246,913	321,429	383,910	467,451
	26	200,379	249,722	323,836	385,815	469,156
	27	202,084	252,530	326,243	387,721	470,761
	28	203,688	255,338	328,650	389,626	472,466
	29	205,193	258,146	331,057	391,532	474,271
	30	206,898	260,754	333,063	393,537	475,876
	31	208,603	263,361	335,269	395,543	477,480
	32	210,308	265,969	337,475	397,549	479,185
	33	211,912	268,376	339,682	399,354	480,890
	34	213,717	270,983	341,888	401,059	481,893
	35	215,523	273,490	344,094	402,764	482,896
	36	217,328	275,998	346,301	404,569	483,698
	37	218,933	278,505	348,507	405,773	484,801
	38	220,738	281,012	350,714	407,277	
	39	222,543	283,620	352,920	408,681	
	40	224,348	286,227	355,126	410,186	

	41	226,254	288,734	357,232	411,891
	42	228,059	291,342	359,339	413,295
	43	229,864	293,849	361,445	414,699
	44	231,569	296,356	363,551	416,303
	45	233,374	298,663	365,657	417,908
	46	235,079	301,271	367,763	419,212
	47	236,784	303,878	369,769	420,816
	48	238,489	306,586	371,875	422,421
	49	240,094	309,093	373,680	424,126
	50	241,799	311,601	375,586	425,530
	51	243,504	314,108	377,591	427,135
	52	245,209	316,615	379,597	428,739
	53	246,613	319,022	381,603	430,444
	54	248,217	321,228	383,408	431,949
	55	249,822	323,435	385,213	433,553
	56	251,527	325,641	387,019	435,158
	57	253,031	327,948	388,523	436,662
	58	254,536	330,154	390,228	438,167
	59	256,140	332,361	391,933	439,571
	60	257,745	334,467	393,638	441,075
	61	259,249	336,673	394,942	442,680
	62	260,854	338,879	396,346	444,184
	63	262,458	341,086	397,750	445,688
	64	263,963	343,292	399,053	447,193
	65	265,467	345,298	400,457	448,898
	66	267,172	347,504	401,761	450,402
	67	268,777	349,711	403,165	451,906
	68	270,482	351,917	404,569	453,511
	69	271,986	353,923	405,973	455,116
	70	273,490	356,029	407,277	456,620
	71	274,995	358,135	408,681	458,225
	72	276,499	360,241	410,085	459,829
	73	277,703	362,046	411,389	461,334
	74	279,107	363,952	412,793	462,336
	75	280,511	365,958	414,197	463,339
再任職員以外の職員	76	281,915	367,863	415,601	464,142
	77	283,319	369,869	416,805	464,944
	78	284,522	371,574	418,109	
	79	285,726	373,279	419,412	
	80	286,929	374,984	420,816	
	81	288,233	376,488	422,120	
	82	289,436	377,993	423,424	
	83	290,640	379,497	424,627	
	84	291,843	381,001	425,931	
	85	293,047	382,104	427,135	
	86	294,250	383,508	428,338	
	87	295,454	384,913	429,542	
	88	296,657	386,317	430,645	

89	297,861	387,620	431,748
90	299,064	388,924	432,751
91	300,268	390,228	433,754
92	301,471	391,532	434,757
93	302,274	392,835	435,760
94	303,377	394,039	436,863
95	304,580	395,343	437,866
96	305,784	396,646	438,969
97	306,787	398,051	439,871
98	307,890	399,053	440,573
99	308,993	400,157	441,376
100	310,096	401,260	441,978
101	310,999	402,162	442,780
102	312,102	403,165	443,382
103	313,205	404,268	443,983
104	314,308	405,372	444,585
105	314,910	406,074	445,087
106	315,813	407,077	445,688
107	316,615	408,080	446,290
108	317,417	409,082	446,892
109	318,320	409,885	447,493
110	318,721	410,787	
111	319,223	411,690	
112	319,724	412,492	
113	320,326	413,094	
114	320,727	413,796	
115	321,228	414,498	
116	321,730	415,200	
117	322,332	415,902	
118	322,833	416,704	
119	323,334	417,306	
120	323,836	418,109	
121	324,337	418,710	
122	324,739	419,111	
123	325,240	419,613	
124	325,741	419,914	
125	326,343	420,315	
126	326,644	420,816	
127	326,945	421,318	
128	327,246	421,819	
129	327,547	422,220	
130	327,848	422,722	
131	328,148	423,223	
132	328,449	423,725	
133	328,650	424,126	
134	328,850	424,627	
135	329,051	425,129	
136	329,352	425,630	

	137	329,653	426,031			
	138	329,853				
	139	330,154				
	140	330,455				
	141	330,656				
	142	330,856				
	143	331,157				
	144	331,358				
	145	331,659				
	146	331,859				
	147	332,160				
	148	332,461				
	149	332,661				
	150	332,862				
	151	333,163				
	152	333,464				
	153	333,664				
再任職員		234,678	278,304	307,689	336,372	422,421

備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,722円をそれぞれ加算した額とする。

- 第4条 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
- 第8条の2第1項中「職員の職」を「職員」に、「ものについて」を「職を占める職員（次項及び第15条の2において「管理監督職員」という。）に」に改め、同条第2項中「同項に規定する職を占める職員」を「管理監督職員」に改める。
- 第11条の2第2項中「45,000円」を「70,000円」に改める。
- 第15条の2第1項中「第8条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」を「管理監督職員」に改め、「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、同条第2号において「週休日等以外勤務の場合」という。）は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 第15条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 第1項に規定する場合 同項に規定する勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）
- (2) 週休日等以外勤務の場合 前項に規定する勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額
- 第17条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。
- 第18条中「、第11条の2」を削る。
- （熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正）
- 第5条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。
- 別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

教育職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	151,337	167,183	256,842	288,534	413,896
	2	152,841	169,289	259,650	291,643	415,401
	3	154,346	171,395	262,458	294,752	416,905
	4	155,850	173,601	265,267	297,861	418,409
	5	157,555	175,607	267,874	300,569	419,813
	6	159,461	177,814	270,582	303,477	421,318
	7	161,266	180,020	273,189	306,586	422,922
	8	163,071	182,226	275,797	309,695	424,527
	9	164,876	184,533	278,405	312,704	425,931
	10	166,982	187,341	281,112	315,612	427,335
	11	168,988	190,049	283,820	318,521	428,739
	12	170,994	192,757	286,528	321,429	430,143
	13	173,000	195,665	289,136	324,137	431,447
	14	175,206	197,370	291,743	326,443	432,851
	15	177,413	198,975	294,451	328,650	434,255
	16	179,619	200,680	297,159	330,957	435,659
	17	181,926	202,485	299,867	333,263	436,863
	18	184,533	204,190	302,574	335,570	438,167
	19	187,040	205,895	305,282	337,877	439,370
	20	189,548	207,500	307,990	340,183	440,674
	21	192,055	209,305	310,698	342,490	441,777
	22	193,760	211,210	313,406	344,797	443,081
	23	195,465	213,116	316,013	347,103	444,384
	24	197,170	215,021	318,721	349,410	445,688
	25	198,674	216,726	321,429	351,616	446,992
	26	200,279	218,732	323,836	353,522	448,296
	27	201,883	220,738	326,243	355,427	449,499
	28	203,388	222,744	328,650	357,333	450,803
	29	205,093	224,649	331,057	359,238	452,107
	30	206,797	227,357	333,063	361,144	453,210
	31	208,502	230,065	335,269	362,849	454,413
	32	210,207	232,773	337,475	364,754	455,617
	33	211,712	235,581	339,682	366,559	456,820
	34	213,417	238,489	341,788	368,264	457,723
	35	215,122	241,398	343,894	370,070	458,626
	36	216,826	244,206	346,000	371,875	459,328
	37	218,331	246,913	348,106	373,780	460,230
	38	220,036	249,722	350,112	375,385	
	39	221,741	252,530	352,118	376,990	
	40	223,446	255,338	354,123	378,594	
	41	225,251	258,146	356,029	379,898	
	42	227,056	260,754	357,834	381,402	
	43	228,861	263,361	359,639	382,907	

	44	230,566	265,969	361,445	384,411
	45	232,472	268,376	363,250	386,016
	46	234,177	270,983	364,955	387,620
	47	235,882	273,490	366,660	389,225
	48	237,587	275,998	368,264	390,830
	49	239,291	278,505	369,668	392,234
	50	240,996	281,012	371,273	393,738
	51	242,701	283,620	372,978	395,242
	52	244,306	286,227	374,683	396,747
	53	245,610	288,734	376,288	397,950
	54	247,315	291,342	377,792	399,254
	55	248,919	293,849	379,296	400,357
	56	250,624	296,356	380,801	401,561
	57	252,028	298,663	382,305	403,065
	58	253,533	301,271	383,709	404,268
	59	255,037	303,878	385,113	405,572
	60	256,541	306,586	386,517	406,876
	61	258,046	309,093	387,420	408,180
	62	259,550	311,601	388,623	409,183
	63	261,054	314,108	389,827	410,587
	64	262,458	316,615	391,030	411,991
	65	263,762	319,022	392,133	413,194
	66	265,367	321,228	393,337	414,297
	67	266,971	323,435	394,340	415,501
	68	268,476	325,641	395,443	416,704
	69	270,181	327,948	396,646	417,707
	70	271,685	330,154	397,649	418,911
	71	273,189	332,361	398,753	420,114
	72	274,694	334,467	399,956	421,318
	73	275,897	336,673	401,059	422,120
再任 用職 員以 外の 職員	74	277,201	338,879	402,162	422,922
	75	278,505	341,086	403,266	423,725
	76	279,809	343,292	404,369	424,527
	77	281,213	345,198	405,271	425,129
	78	282,416	347,103	406,274	425,931
	79	283,620	349,009	407,277	426,633
	80	284,823	350,914	408,280	427,335
	81	286,127	352,719	409,082	428,138
	82	287,230	354,525	409,885	428,739
	83	288,434	356,330	410,687	429,241
	84	289,637	358,135	411,489	429,943
	85	290,640	359,539	412,191	430,645
	86	291,643	361,244	412,994	431,146
	87	292,646	362,949	413,696	431,748
	88	293,649	364,554	414,398	432,450
	89	294,752	366,058	415,100	433,152
	90	295,654	367,362	415,802	433,754
	91	296,557	368,766	416,303	434,456
	92	297,460	370,170	417,005	434,957

93	297,961	371,674	417,507	435,459
94	298,763	372,978	418,008	
95	299,566	374,282	418,710	
96	300,368	375,586	419,412	
97	301,170	376,588	419,914	
98	301,973	377,591	420,415	
99	302,775	378,594	421,017	
100	303,577	379,597	421,318	
101	304,480	380,700	421,819	
102	304,981	381,703	422,421	
103	305,483	382,706	423,023	
104	305,984	383,709	423,524	
105	306,185	384,511	423,925	
106	306,586	385,414	424,527	
107	306,887	386,317	425,129	
108	307,188	387,319	425,630	
109	307,388	388,222	426,132	
110	307,589	389,225		
111	307,890	390,228		
112	308,191	391,231		
113	308,391	391,833		
114	308,592	392,735		
115	308,792	393,638		
116	309,093	394,540		
117	309,394	395,343		
118	309,695	396,145		
119	309,996	396,947		
120	310,297	397,750		
121	310,397	398,351		
122	310,598	399,154		
123	310,899	399,856		
124	311,199	400,558		
125	311,400	401,260		
126		401,962		
127		402,463		
128		403,065		
129		403,767		
130		404,369		
131		405,071		
132		405,673		
133		405,973		
134		406,575		
135		407,177		
136		407,578		
137		407,979		
138		408,581		
139		409,183		
140		409,784		

	141		410,186			
	142		410,787			
	143		411,389			
	144		411,991			
	145		412,392			
	146		412,994			
	147		413,595			
	148		414,197			
	149		414,598			
再任用職員		225,853	274,995	302,675	329,552	412,191

備考 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,521円をそれぞれ加算した額とする。

(熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)
 第6条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	378,093
2	427,235
3	480,389
4	543,571
5	619,792
6	724,093
7	847,450

第8条第2項及び第9条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第7条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。
 第8条第2項中「、第15条の3第1項」の次に「及び第2項」を加え、「人事委員会規則で指定する職を占める職員」を「管理監督職員」に改め、「という。）」と「の次に「、同条第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び特定任期付職員」とを加え、「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には」に、「100分の170」を「100分の155」に、「第7条の2第1項に規定する職員」を「管理監督職員」に改める。

第9条第2項中「第15条の2第1項及び」の次に「第2項並びに」を加え、「人事委員会規則で指定する職を占める職員」を「管理監督職員」に、「特定任期付職員」という。）」と、「県立学校職員給与条例第15条の2第2項(市町村立学校職員給与条例第14条の2の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。)中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び特定任期付職員」に、「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には」に、「100分の170」を「100分の155」に改める。

第11条第3項中「第12条の2中」を「第12条の2第1項中」に、「管理者が指定する職を占める職員」を「管理監督職員」に改め、「という。）」と、「の次に「同条第2項及び」を加え、「第4条に規定する職員」を「管理監督職員」に改め、同条第5項中「第17条中」を「第17条第1項中」に、「管理者が指定する職を占める職員」を「管理監督職員」に改め、「という。）」と、「の次に「同条第2項及び」を加え、「第5条に規定する職員」を「管理監督職員」に改める。

(熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)
 第8条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	401,160
2	462,336
3	525,519
4	607,757
5	707,044
6	807,334

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	332,962
2	370,070
3	399,154

- 第9条 第6条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。
- 第6条 第2項中「、第15条の3第1項」の次に「及び第2項」を加え、「人事委員会規則で指定する職を占める職員」を「管理監督職員」に、「第1号任期付研究員」と、「第1号任期付研究員（以下「第1号任期付研究員」という。）」と、同条第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び第1号任期付研究員」と、「」に、「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「」を「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合には」に、「100分の170」を「100分の155」に改め、「適用を受ける職員（」の次に「第1号任期付研究員及び」を加え、「第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員」を「第2号任期付研究員」に、「第7条の2第1項に規定する職員」を「管理監督職員」に、「及び熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第4条第1項に規定する」を「及び」に改める。
- （熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）
- 第10条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第111号）の一部を次のように改正する。
- 第4条 ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。
- 第11条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。
- 第4条 ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。
- （熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正）
- 第12条 熊本県教育長等の給与等に関する条例（昭和63年熊本県条例第21号）の一部を次のように改正する。
- 第4条 ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。
- 第13条 熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。
- 第4条 ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。
- （熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正）
- 第14条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（昭和28年熊本県条例第11号の2）の一部を次のように改正する。
- 第5条 ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。
- 第15条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。
- 第5条 ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。
- （熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）
- 第16条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年熊本県条例第46号）の一部を次のように改正する。
- 第4条 中「の職」を削り、「ものについて」を「職を占める職員（第12条の2及び第19条の2第2項において「管理監督職員」という。）」に改める。
- 第12条の2 中「第4条の規定に基づき管理者が指定する職を占める職員」を「管理監督職員」に改め、「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。
- 2 必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 第19条の2 第1項中「、第7条の2」を削り、同条第2項中「第4条に規定する職員」を「管理監督職員」に改める。
- （熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）
- 第17条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号）の一部を次のように改正する。

の2第2項の規定及び第4条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例第11条の2第2項（改正後の市町村立学校職員給与条例第10条の2の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、これら
の規定中「70,000円」とあるのは「45,000円以上70,000円以下の範囲内で人事委員会規則で定める額」とする。

（人事委員会規則への委任）

7 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

熊本県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第70号

熊本県情報公開条例の一部を改正する条例

熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）の一部を次のように改正する。
第7条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第71号

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第16条第3号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第35条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「5人」を「6人」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) この条例の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項の規定に基づく特定個人情報保護委員会規則の規定により評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる
こと。

(3) 前2号に掲げる事務のほか、個人情報の保護に関する重要事項を調査審議すること。

第36条第2項中「前条第2項から第5項まで」を「前条第4項から第6項まで」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

第47条中「第35条第5項又は第36条第2項の規定により準用される第35条第5項」を「第35条第6項（第36条第3項において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に任命される熊本県個人情報保護制度審議会の委員（補欠の委員を除く。）の任期は、改正後の第35条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に当該審議会の委員である者の委員としての残任期間の末日までとする。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第72号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第26条第5項中「特定非営利活動法人」の次に「（第30条第2項において「特定非営利活動法人」という。）」を加える。

第30条第3号中「認定特定非営利活動法人等に対する寄附金」の次に「（次項に規定する控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 法第37条の2第1項第4号に規定する条例で定める寄附金は、特定非営利活動法人

に対する当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に連する寄附金のうち、別に条例で定める控除対象特定非営利活動法人（法第37条の2第3項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。）に対する寄附金とする。

附 則
この条例は、公布の日の翌日から施行する。

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第73号

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例
熊本県食品衛生基準条例（平成12年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。
別表第1第1項第2号中クをケとし、エからキまでをオからクまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 施設が吐物により汚染された場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

別表第1第1項第6号を次のように改める。

- (6) 食品等に関する取扱い
 - ア 及びイに掲げる取扱い又はウからキまでに掲げる取扱いのいずれかを行うこと。
 - ア 食品等について、次に掲げるところにより取り扱うこと。
 - (ア) 原材料及び製品の仕入れに当たっては、適切な衛生管理が行われたものを仕入れ、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検し、その点検状況を記録するよう努めること。
 - (イ) 原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行った上で加工して供するとともに、当該食品に適した方法で保存すること。
 - (ウ) 冷蔵庫（冷蔵室を含む。）内では、相互汚染が生じないように区画する等適切な方法で保存すること。
 - (エ) 添加物を使用する場合には、正確にはかりで計量し、適正に使用すること。
 - (オ) 食品の製造、加工又は調理において、病原微生物その他の微生物及びそれらの毒素を完全に又は安全な量まで死滅し、又は除去すること。
 - (カ) 食品は、その特性（水分活性、水素イオン指数及び微生物による汚染状況をいう。）、消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、包装形態、生食用、加熱加工用等の使用方法等に応じて冷蔵保存等、調理、製造、保管、運搬、販売等の各工程において時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。
 - (キ) 食品衛生に影響があると考えられる次の工程の管理に、十分配慮すること。
 - a 冷却
 - b 加熱
 - c 乾燥
 - d 充填
 - e 添加物の使用
 - f 真空調理又はガス置換包装
 - g 放射線照射
 - (ク) 食品間の相互汚染を防止するため、次の点に配慮すること。
 - a 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。
 - b 製造、加工又は調理を行う区画には、当該区画で作業を行う食品を取り扱う者（以下「食品取扱者」という。）以外の者が立ち入ることのないようにすること。ただし、当該食品取扱者以外の者の立入りによる食品等の汚染のおそれがない場合は、この限りでない。
 - c bの区画に入るときは、必要に応じて、更衣室等を経由し、衛生的な作業着及び履物への交換、手洗い等を行うこと。
 - d 食肉等の未加熱食品を取り扱った設備、機械器具等は、他の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。
 - (ケ) 原材料の保管に当たっては、使用期限等に応じ適切な順序で使用されるよう配慮すること。
 - (コ) 器具及び容器包装は、製品を汚染又は損傷から保護し、適切な表示を行うことができるものを使用すること。
 - (サ) 再使用が可能な器具又は容器包装は、洗浄及び消毒を容易に行えるものを用いること。
 - (シ) 食品等の製造又は加工に当たっては、次に掲げる事項の実施に努めること。
 - a 原材料及び製品への金属、ガラス、ちり、ほこり、洗浄剤、機械油等の化学物質その他の異物の混入防止のための措置を講じ、必要に応じ、検査すること。
 - b 原材料、製品及び容器包装を一定の単位ごとに管理し、その管理状況の記録を作成し、これを保存すること。

に、当該モニタリングを十分な頻度で実施し、その実施状況を全て記録すること。
 この場合、当該モニタリングを十分に実施した担当者及び責任者に署名をせよ。

(カ) モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたとき、講ずべき措置（管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含む。キにおいて「改善措置」という。）を、重要管理点ごとに設定し、必要に応じて適切に実施すること。

(キ) 製品の有害分析・重要管理点方式について、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

キ 取り扱う食品及びその食品の有害分析・重要管理点方式に関する記録について、次に掲げる記録を作成し、保存すること。

(ア) 取り扱う食品の有害分析・重要管理点方式について、次に掲げる記録を作成し、保存すること。

a 危害原因物質の特定及び管理措置の決定に係る記録(危害要因リストを含む。)

b 重要管理点の決定に係る記録

c 管理基準の設定に係る記録

d モニタリングの方法及び実施状況に係る記録

e 改善措置の方法及び実施状況に係る記録

f 食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するための検証の方法及び実施状況に係る記録

(イ) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工等の状態、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。

(ウ) (ア)及び(イ)の記録の保存期間については、取り扱う食品等の消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。

(エ) 食中毒等食品衛生上の危害の発生を防止するため、国、都道府県等から要請があった場合は、(ア)及び(イ)の記録を提出すること。

別表第1第1項第8号中「第48条」を「第48条第1項」に改め、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同表第2項中「。また、作業前、用便直後及び生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後は、必ず手指の洗淨及び消毒を行うこと」を削り、同項中「、キ、ク及びケ」を「及びキ、ク、ケ」に改め、同項を同項サとし、同項ケを同項コとし、同項クを同項ケとし、同項の次に次のように加える。

ク 食品取扱者は、作業前、用便直後及び生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後は、必ず手指の洗淨及び消毒並びに使い捨て手袋の交換を行うこと。

附 則
 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
 平成26年12月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第74号
 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 (熊本県こども総合療育センター条例の一部改正)

第1条 熊本県こども総合療育センター条例(昭和30年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第6条の2第1項」を「第6条の2の2第1項」に改める。
 (熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部改正)

第2条 熊本県看護師等修学資金貸与条例(昭和37年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項イ中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。
 (熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第51条第8項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。
 (熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第78号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。
 (熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第83号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号イ中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

熊本県地域医療介護総合確保基金条例をここに公布する。
平成26年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第75号

熊本県地域医療介護総合確保基金条例

(設置)

第1条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第4条第1項に規定する都道府県計画に掲載された同条第2項第2号に掲げる事業に要する経費を支弁するため、熊本県地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条の事業に要する経費を支弁する場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第76号

熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例

熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第1節 方法書の作成等(第5条-第10条)」を「第1節 配慮書
第2節 環境影響評価の実施等(第11条・第12条)」を
第2節 方法書
第3節 環境影

の作成等(第4条の2-第4条の7)

の作成等(第5条-第10条)に、「第3節」を「第4節」に、「第4節」を
響評価の実施等(第11条・第12条)」

「第5節」に、「第42条の2」を「第42条」に改める。

第2条第2号中「(環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する対象事業を除く。)」を削る。

第4条第1項中「事後調査」の次に「その他の手続」を加え、同条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 次条に規定する計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針

第23条中「関係地域内において、評価書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第3章中第4節を第5節とする。

第13条第1項第1号中「第3号」を「第6号」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第14条中「知事及び第6条の規則で定めるところにより、」を「第6条の規則で定めるところにより、知事及び」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「及び第16条」を削る。

第15条中「関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦

らない。
 (配慮書についての知事の意見等)
 第4条の5 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める
 期間内に、事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述
 べることのができる。
 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について、前条に規定する市
 町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
 3 第1項の場合において、知事は、配慮書について、熊本県環境影響評価審査会の意見
 を聴くものとする。
 4 第1項の場合において、知事は、前2項の規定による意見を勘案するものとする。
 5 第1項は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを前条に規定す
 る市町村長に送付するものとする。
 (配慮書についての意見の聴取)
 第4条の6 事業者は、規則で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について、一
 般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。
 (対象事業の廃止等)
 第4条の7 事業者は、第4条の4の規定による公表を行ってから第7条の規定による公
 告を行なうまでの間において、次の各号に掲げる旨を通知するとともに、規則で定めると
 ころにより第4条の4に規定する町長に公表しなければならない。
 (1) 対象事業を実施しないこと。
 (2) 第4条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業
 が対象事業に該当しないこと。
 (3) 対象事業の実施を他の者に引き継ぐとき。
 2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業者が行った計画段階配慮事項につ
 定による公表日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った計画段階配慮事項に引き継
 討者について行われていた計画段階配慮事項について、当該引継ぎ前の事業者と
 った者について行われていた計画段階配慮事項について、当該引継ぎ前の事業者と
 第34条第2項中「事後調査報告書」を「事後調査報告書」に改め、
 公告の日から起算して1月間、事後調査報告書の関係地域内において縦覧に供する」とも
 に、規則で定めるところにより、事後調査報告書の関係地域内において縦覧に供する」とも
 改める。
 第3条第1項及び第2項中「環境影響評価」の次に「及び事後調査」を加え、同条第
 3項中「環境影響評価」の次に「及び事後調査」を加え、同条第
 他第37条中「環境影響評価」の次に「及び事後調査」を加え、同条第
 を「環境影響評価(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第38条の6第1項
 に改め、同条に後段として次のように加える。
 この場合において、第4条の3第2項、第4条の7第1項第3号及び第2項、第5条
 第2項、第13条第2項並びに第26条第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。
 第37条に次の1項を加える。
 2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における
 第4条の2から第3条第1項までの規定は、環境影響評価その他の手続を行う場合における
 第38条第2項中「第3章第2節」を「第3章第2節」に改める。
 第40条第2項中「第3章第2節」を「第3章第2節」に改める。
 第41条を第41条の2とし、第8章中同条の前の1項を加える。
 (法の規定による計画段階配慮事項の検討)の検討は、適用除外等)
 第41条法第2章第1節の規定による計画段階配慮事項の検討は、適用除外等)
 行う者については、第3章第1節(第4条の5を除外)の規定は、適用しない。
 2 前項に規定する者に対する第4条の5の規定は、同条第1項中「前条
 の規定による送付を受けた事業者」とあるのは、「同項の規定により意見を
 求められた」とあるのは、「法第3条の3第1項に規定する配慮書(以下この条におい
 て「配慮書」という。)」とあるのは、「法第3条の2第1項に規定する配慮書(以下
 「配慮書」という。)」とあるのは、「法第3条の2第1項に規定する配慮書(以下
 のは「当該配慮書に係る事業が法第3条の2第1項に規定する事業に
 て実施される想定する当該事業が法第3条の2第1項に規定する事業に
 められ地域を管轄する市町村長」とする。
 3 知事は、法第3条の9第1項(法第3条の10第2項の規定により適用される場合を
 含む)の規定による公表(法第3条の9第1項の規定により適用される場合を
 は法第3条第2号の措置が行われる場合において、法第3条の9第1項
 が対象事業に該当するときのこの条の規定は、同条の規定により適用される
 段階配慮事項について、他の手続と併せて行われたい計画段階
 配慮事項について、他の手続と併せて行われたい計画段階
 4 前項の規定は、法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の
 9第1項(法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の10第
 2項の規定により適用される場合を含む)の規定により読み替えて適用される法第3条の
 9第1項(法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の10第

2号（法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の10第2項の規定により適用される場合を含む。）の場合に係るものに限る。）又は法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第4条第3項第2号の措置が行われた場合について準用する。
 第42条の見出しを「（法の規定による環境影響評価その他の手続を行う者に対する適用除外等）」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の表以外の部分を次のように改める。

前項に規定する者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
 第42条第1項の表第34条第1項中「評価書」を「対象事業に係る工事着手した後、評価書」に改め、「事後調査」の次に「を」とし、「を」として「法第38条の2第1項に記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、その結果について規定で定める事項の実施以後において、環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講じるものである場合にあって、当該環境の状況の把握のための措置」を「法第38条の2第1項に規定する報告書（以下「法の報告書」という。）を作成したときは」に改め、同表第34条第2項の項中「事業者」を「法の事業者」に改め、

事後調査報告書	法の報告書
事業者	法の事業者

に改め、同表第35条第1項

の項中 「前条第1項 第42条第1項において準用する第34条第1項」 を 「前条第1項 事後調査報告書」

第42条第2項において準用する第34条第1項	に改め、同表第44条第2項の項中 「対象事業実
法の報告書	

施区域	法第5条第1項第3号の対象事業実	を	「事業実施想定区域又は法第3条の2第1
施区域			は対象事業実施区域実施想定区域又は
			3号に規定する対

項に規定する事業
 法第5条第1項第
 対象事業実施区域」に改め、同表第45条第1項の項の次に次の1項を加える。

法第45条第1項第4号	事後調査報告書	法の報告書
-------------	---------	-------

第42条第1項の表第45条第1項第5号の項、第45条第1項第6号の項及び第45条第1項第7号の項中「第42条第1項」を「第42条第2項」に改め、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第2条第4項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）を実施するため法第3章から第8章までの規定による環境影響評価その他の手続を行う者については、第3章第2節から第5節まで（第10条第3項、第19条及び第20条第3項を除く。）、第4章から第6章まで（第33条から第35条までを除く。）及び第45条第1項第1号から第3号までの規定は、適用しない。
 第42条に次の3項を加える。

4 知事は、第1項に規定する者が法第29条第3項の規定による公告又は法第30条第1項の規定による公告（同項第2号の場合に係るものに限る。）を行つた場合において、当該事業が対象事業に該当するときは、この条例の規定に相当する法の規定により行われた環境影響評価その他の手続を、この条例の規定により行われた環境影響評価その他の手続とみなすことができる。

5 前項の規定は、都市計画決定権者が法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第29条第3項の規定による公告又は法第30条第1項の規定による公告（同項第2号の場合に係るものに限る。）を行つた場合について準用する。

6 第4項の規定は、港湾管理者が法第48条第2項において準用する法第30条第1項の規定による公告（同項第2号の場合に係るものに限る。）を行つた場合について準用する。この場合において、「当該事業が対象事業に」とあるのは「当該港湾計画が対象港湾計画に」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と読み替えるものとする。

第42条の2を削る。

第44条第1項中「、事後調査」を「及び事後調査」に改め、同条第2項中「事務所、」の次に「事業実施想定区域又は」を加え、「、事後調査」を「及び事後調査」に改める。

第45条第1項第1号中「環境影響評価」の次に「及び事後調査」を加え、同項第2号中「記載をした」の次に「配慮書、」を加える。

第46条中「説明会」を「方法書説明会若しくは準備書説明会」に改め、「認めるときは」の次に「県に」を加える。

第47条中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる」を「第4条の4又は第6条に規定する」に、「、事後調査」を「及び事後調査」に改める。

第50条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

附 則
 (施行期日)
 第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第50条の改正規定及び附則第7条(この条例による改正後の熊本県環境影響評価条例(以下「新条例」という。))第37条第2項の規定に係る部分を除く。)の規定は、平成27年6月1日から施行する。
 (経過措置)
 第2条 新条例第4条の2から第4条の6までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に環境影響評価方法書を公告した事業については、適用しない。
 第3条 この条例の施行後に事業者となるべき者は、この条例の施行前において、新条例第4条の2から第4条の7までの規定の例による計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。
 2 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。
 3 前2項の規定は、この条例の施行後に新条例第37条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。
 第4条 新条例第7条、第15条及び第23条の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る環境影響評価方法書、環境影響評価準備書又は環境影響評価書について適用する。
 第5条 新条例第7条の2(新条例第16条第2項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る環境影響評価方法書又は環境影響評価準備書について適用する。
 第6条 新条例第34条第2項(新条例第42条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定は、施行日以後に新条例第34条第1項(新条例第42条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により送付のあった事後調査報告書(新条例第42条第2項の規定により新条例第34条第2項の規定を読み替えて適用する場合)については、新条例第42条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条第1項に規定する報告書)について適用する。
 第7条 新条例第50条の規定は、附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日以後に新条例第23条(新条例第37条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による公告又は新条例第27条第3項(新条例第28条第3項において準用する場合)若しくは新条例第37条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)若しくは第28条第3項において読み替えて準用する新条例第27条第1項(新条例第37条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する公告が行われる事業について適用し、その他の事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続については、なお従前の例による。

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例をここに公布する。
 平成26年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第77号

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例
 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)第30条第2項の条例で定める控除対象特定非営利活動法人は、次の表に掲げる法人とする。

名称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人スペシャルオリンピッククス日本・熊本	熊本市中央区千葉城町5番50号熊本メディアビル4F

附 則
 この条例は、公布の日の翌日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例をここに公布する。
 平成26年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第78号

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例
 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年熊本県条例第14号)は、廃止する。

附 則
 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第79号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例

(熊本県議会委員会条例の一部改正)

第1条 熊本県議会委員会条例(昭和31年熊本県条例第51号)の一部を次のように改
正する。

第20条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

(熊本県報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第2条 熊本県報酬及び費用弁償条例(昭和32年熊本県条例第14号)の一部を次のよ
うに改正する。

別表第1中

教育委員会	委員長	日額25,700円	月額86,000円
	委員	日額23,100円	月額61,000円

を「教育委員会の委員 日額23,100円 月額61,000円」に改める。

別表第2中 「教育委員会委員長 委員」を「教育委員会の委員」に改める。

(熊本県教育委員会委員定数条例の一部改正)

第3条 熊本県教育委員会委員定数条例(平成11年熊本県条例第63号)の一部を次の
ように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県教育委員会組織条例

本則中「により」を「に基づき」に、「の委員の定数は、6人とする」を「は、教育
長及び5人の委員をもって組織する」に改める。

附 則

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現在在職する熊本県教育委員会の教育長が地方教育行政の組織及
び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1
項の規定によりなお従前の例により熊本県教育委員会委員として在職する間は、第1
条の規定による改正後の熊本県議会委員会条例第20条の規定、第2条の規定による改
正後の熊本県報酬及び費用弁償条例別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定に
よる改正後の熊本県教育委員会組織条例の規定は適用せず、第1条の規定による改正前
の熊本県議会委員会条例第20条の規定、第2条の規定による改正前の熊本県報酬及び
費用弁償条例別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正前の熊本
県教育委員会委員定数条例の規定は、なおその効力を有する。